

厚生労働省発食安第0829001号

平成 15 年 8 月 29 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条の2第2項の規定に基づき、次に掲げる食品として供されている物についての販売の禁止をすること。

サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品